

有限責任事業組合(LLP)による 共同事業組織の構築方法

2010年3月

株式会社アクセスビジネスソリューションズ
<http://www.llp.ne.jp>

MENU

1. LLPと株式会社の組織比較
2. LLPの特徴
3. ビジネスにおけるLLPのメリット、デメリット
4. LLPによる共同事業組織の構築
 - 基本的なビジネススキームの確立
 - 収支シミュレーションによるビジネススキーム妥当性の検証
 - 内部自治のための基本ルールを確立
 - タスクフォースの結成と作業スケジュール決定
5. 必要書面作成
6. 登記手続き

1. LLPと株式会社の組織比較

	LLP	株式会社
法人格の有無	無	有
納税義務の有無	無 納税主体となれず、各組合員が各々納税主体となる	有 納税主体となる
個人出資者への給与支払い	原則不可能	可能
構成員課税の有無	有	無
無限責任を負う者の有無	無 出資額を上限とする全員有限責任(例外あり)	
登記の有無	有	
構成員の数	2名(社)以上	1名(社)以上
財産に対する権利	総組合員の共有。持分処分の自由と分割請求権が否定されており「合有」資産と考えられる	法人が直接財産を所有することが可能
事業目的	共同営利事業(商行為)、士業等の禁止あり	定款に定める営利事業
重要事項の意思決定	総組合員の同意	取締役会及び株主総会の決議
業務執行	各組合員(全部委任不可)	代表取締役
利益の分配	柔軟な損益分配が可能	法人税課税後の可処分所得について、出資割合に応じた配当

2. LLPの特徴

	特徴
重要事項の決定について	<p>原則：重要事項は総組合員の同意により決定する</p> <p>【総組合員(絶対)同意】</p> <ul style="list-style-type: none"> - LLP契約の変更 - LLPの解散 - LLPに対する追加出資、分配、出資の払い戻し - 組合員の加入、除名、組合員の地位の譲渡の承認 - 組合員の損益分配割合の変更 - LLPの純資産額以上又は20億円以上の財産の処分、譲受け、借財 <p>【総組合員の2 / 3以上の同意に要件緩和可能】</p> <ul style="list-style-type: none"> - LLPの純資産額未満又は20億円未満の財産の処分、譲受け、借財 <p>【別段の定めにより決定できる事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 任意脱退 - 除名(原則、正当な理由に基づき全員一致が必要)
組合員になるための条件	法人又は個人でなければならない
財産分配の制限	300万円又は出資金相当額を超えて分配することはできない
組合員側で、取り込むことの出来る損失額	<p>【個人組合員】 出資額(調整出資金額を限度)を限度とする。限度超過額につき、翌年への繰越しはない。</p> <p>【法人組合員】 出資額(調整出資金額を限度)を限度とする。限度超過額につき、翌年への繰越しあり。</p>

3. ビジネスにおけるLLPのメリット、デメリット

メリット	デメリット
1. 登記できる組織体でありながら、構成員課税のため、法人税及び消費税課税をLLP自体が受けない。	1. 法人格を有さないため、法的に財産を直接所有できないため、次の財産を保有することが難しい。 - 知的所有権(実務上、LLPによる共有財産である旨を明記) - 不動産登記(実務上、分割禁止の共有持分登記を行う)
2. 共同事業体のプラットフォームとして、株式会社のように大株主の支配色が強く出ないため、広く企業の参加を求めることができる。	2. 組合員の加入、脱退は登記事項であり、その前後で損益及び純資産額の計算を行わなければならないため、煩雑となる。 実務上、決算期末に限定して加入、脱退を行う
3. 株式会社のように会社法による株主総会、取締役会等規定がないため、自由な運営ルールを定めることができる。(内部自治)	3. 組合員は、株式会社でいうところの株主兼代表取締役のような権限を全員持ち合わせることから、意見調整に苦勞する。 実務上、組合契約書及び内規にて、明確なルールを整備する。
4. 1社ではなく、複数社が参画している事業体として、対外的にアピールできるため、次のような効果が期待できる。 - 相互補完効果 - 相乗(シナジー)効果 - スケールメリット	

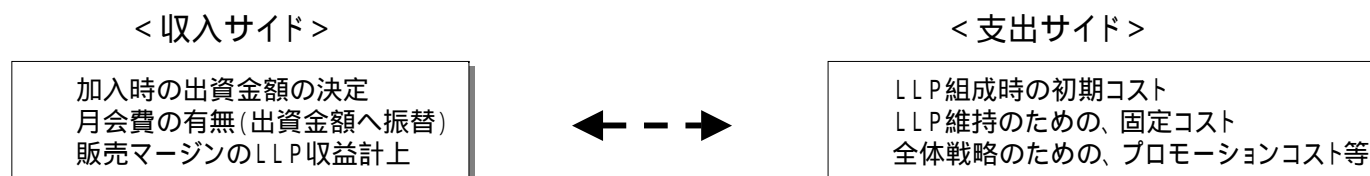
4. LLPによる共同事業組織の構築

基本的なビジネススキームの確立

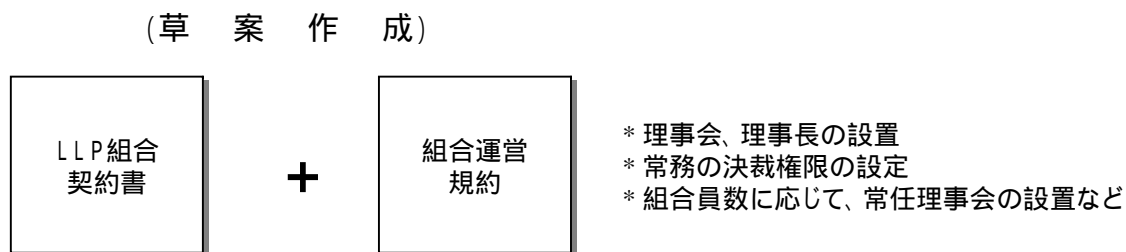
LLPの
利用モデル

	主たる目的	メリット	デメリット、不安要素
A. 共同事業モデル	組合員が共同してLLPの収益を上げ、収益寄与度合いに応じて、損益を年1回、組合員へ分配を行うモデル	相互の結びつきが強くなり、一丸となって共同事業に取り組みやすい。	組合員間の共同事業に対する温度差が、問題となるケースが多く見受けられる。事業貢献度合いの客観評価が難しく、損益分配において、利害が反するため、問題が生じやすい。
B. 事務局モデル	企業間の連携、組織化を主たる目的とし、LLPの収益拡大というよりも、LLPは必要最小コストで運営し、各組合員個々の企業にて、収益拡大を目指すモデル	共同事業の核として、LLPを位置付けるが、組合員が同じ船に乗るのではなく、原則独立した企業体として、事業参画するので、各社事業への取り組みの温度差に起因する不公平感が生じにくい。	主体となる組合員がしっかりと、リーダーシップを発揮しないと、組織が活性化されずに、機能不全に陥る危険性がある。
C. FC本部モデル	Bに準じたモデルであるが、さらに発展させ、LLPにて収益の一部を確保し、全体マーケティング戦略を立案、実施し、組織全体の価値向上に対して積極的に主導するモデル	組合員個々の努力のみに依存するのではなく、運営資金を確保しつつ、全体戦略を仕掛けることが可能となるため、好循環に入れば、販売力、ブランド力を格段に高めることができる。	収益の一部をFC本部が吸い上げるカタチとなり、組合員側の収益性が低くなる傾向にある。そのため本部主導の全体戦略が失敗してしまうと、不満が蓄積することとなる。

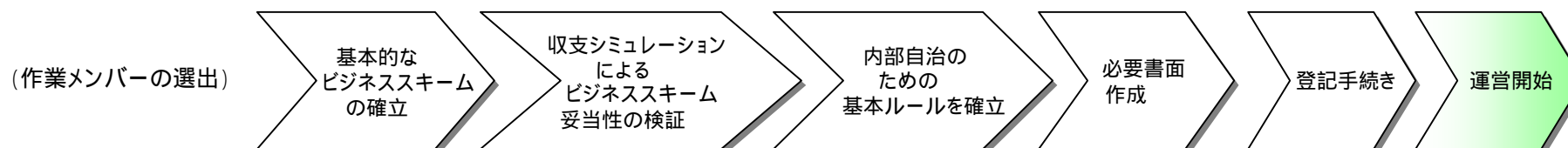
収支シミュレーションによるビジネススキーム妥当性の検証



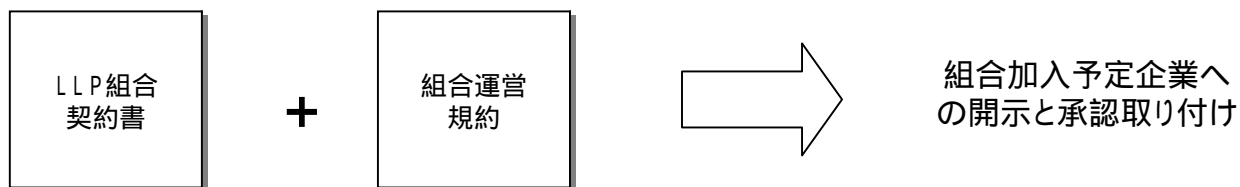
内部自治のための基本ルールを確立



タスクフォースの結成と作業スケジュール決定



5. 必要書面作成



6. 登記手続き

組合の基本情報

設立希望日(月 日)・・・組合契約効力発生年月日

名称

決算期(月末) 12月末以外をお薦めします。

組合の存続期間 平成 年 月 日迄 (必ず定める必要があります)

特に計画上期限がないようでしたら、30～50年程度の長期をお薦め致します。

主たる事務所の所在地(「～区～町 丁目 番 号」のように、略さない正式な記載をお願いします)

組合の事業(目的)

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.

その他組合契約に盛り込みたい事項(解散事由・決議要件緩和等)

1. 損失が生じた場合の損益分配割合は、出資割合に応じた分配とする。(推奨)

- 2.
- 3.
- 4.

組合員と出資額(組合員が法人の場合は、法人所在地、法人名のほか、LLPの職務を行うべき人の住所・氏名もお書きください)

1. 住所

氏名

出資額 円 損益割合 %

[法人組合員の場合]

法人名

所在地

2. 住所

氏名

出資額 円 損益割合 %

[法人組合員の場合]

法人名

所在地

上記のうち、法務局に印鑑を届け出る組合員(1名以上)

現物出資をする場合、出資の目的物とその評価額・割り当てる口数・出資者

必要なもの

印鑑証明書(登記申請時に3ヶ月以内のもの)・・・できれば取得後すぐFAX願います。

組合員(法人又は個人)・職務執行者(個人)・・・各1通

職務執行者とは？

組合員が法人の場合、当該法人はLLPの業務を行う者を選任します。法人代表者自らが職務執行者となることもできますし、社員でもかまいません。

登記簿謄本(組合員が法人の場合)

組合の代表印(印鑑登録用)・・・議事録等に捺印していただくために必要な印鑑

組合員の実印

登記完了後の登記簿謄本(履歴事項証明書)・印鑑証明書の必要数

登記簿謄本(履歴事項証明書) 通

印鑑証明書 通